

議員（中野 一郎）

5番 中野 一郎でございます。よろしく申し上げます。

次の3点について質問いたします。

まず、ワーク・ライフ・バランスや女性が活躍できる環境づくりの取り組みについて、2つ目が地方公会計の整備について、3番目がリスクマネジメントについて、以上3点についてご質問を申し上げます。

まず、1番目のワーク・ライフ・バランスや女性が活躍できる環境づくりの取り組みについてでございますが、ワーク・ライフ・バランスとは仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など様々な活動について、自分の希望するバランスで無理なく実現できる状態のことを言います。

少子・高齢化や人口減少、グローバル化を始めとする時代の大きな変化の中で、これまでの働き方のままでは個人だけでなく、社会全体や個々の企業、組織は持続可能なものではなくなる恐れがあり、そのため仕事と生活の調和、これをワーク・ライフ・バランス、この推進は極めて重要な課題となっております。

そのような中で、町長の平成31年度施政方針の中で、多様性を認め、人権を尊重する社会の確立というところの中で、平成30年度は定住自立圏において女性活躍推進講演会を開催しました。平成31年度は当該活動に加えて、町独自でイベントを実施することにより、ワーク・ライフ・バランスや女性が活躍できる環境づくりに取り組んでまいりますという風に述べられています。

そこで、多度津町での取り組みについてお伺いします。

まず、多度津町の取り組みの状況についてお伺いいたします。

住民環境課長（石井 克典）

中野議員の多度津町での取り組み状況についてのご質問に答弁させていただきます。

本町では従来より多度津男女共同参画プランを策定し、男女共同参画社会基本法に基づく施策を推進してまいりました。また、平成28年4月には女性活躍推進法が完全施行され、これまで以上に企業においては性別にとらわれず、多様な人材を生かす取り組みや、その基盤としてのワーク・ライフ・バランス推進について求められているところでございます。

これらの状況を踏まえ、平成29年8月に定住自立圏以内の行政経済団体等ネットワーク組織である瀬戸内中讃定住自立圏女性活躍推進協議会を組織し、構成団体連携のもと、圏域内のワーク・ライフ・バランス推進や女性活躍推進に向けた機運の醸成に努めているところであります。

昨年11月には当該協議会主催にて丸亀市のアイレックス小ホールで女性活躍

推進講演会を開催いたしました。当該講演会には主に企業経営者、人事労務担当者を対象としたもので、カルビー株式会社の松本晃前会長兼最高経営責任者を講師に迎え講演を実施し、町内企業関係者18名を含め、合計203名の方々にご参加いただいたところでございます。

一方、町単独のイベントといたしまして、本年5月26日に町民健康センターにおいて様々な職種で活躍中である15名の女性講師の協力のもと、「女性のはたらき方図鑑」を開催したところでございます。このイベントは結婚、育児、介護など家庭の事情により働くことができないと悩まれている女性に様々な職種で活躍中の女性が集い、語り合い、職業を実際に体験することで自分に合った働き方を見つけていただくきっかけづくりを目的に、シンポジウム及びワークショップの2部構成で実施し、当日は計20名の方々にご参加いただいたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

続いて、その町内企業への働きかけについて伺います。

住民環境課長（石井 克典）

中野議員の町内企業への働きかけについてのご質問に答弁をさせていただきます。

ワーク・ライフ・バランス推進、女性活躍推進の施策において企業への働きかけは大変重要なものと考えており、第2次多度津男女共同参画プランにおいても雇用などの分野における男女の均等な機会と待遇の確保を重点目標として掲げ、町内企業に向けた啓発周知を行うこととしているところでございます。

昨年度においては、先ほど答弁させていただきました協議会主催の講演会を企業経営者、人事労務担当者を対象として実施し、当該協議会の構成員である多度津商工会議所とともに講演会の周知や事業所への案内を行い、より多くの参加者を募り、聴講していただくことで企業への啓発に努めたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

続いて、多度津町職員のワーク・ライフ・バランスについて、3点ほどあります。

まず、妊娠、子育て中の職場の支援について。2つ目が男性の出産支援休暇、育児休暇、育児休業について。3つ目が時短、時差出勤についての現状とか今後の考え方等について、以上3点について一括して回答をお願いします。

町長公室長（山内 剛）

中野議員ご質問の多度津町職員のワーク・ライフ・バランスについての答弁をさせていただきます。

1つ目の妊娠、子育て中の職場の支援についてですが、ワーク・ライフ・バランスの実現には職員が心身ともに健康で元気に職務を遂行することを基本に、家庭生活、地域活動、自己啓発において能力を発揮することも重要な視点であることから、人材育成や啓発活動に取り組んでいるところでございます。

また、妊娠、子育て中の支援のためには、家族が協力することはもとより、職場全体で支援していく環境づくりが大切と考えております。当町におきましても産前産後休暇や育児休業等につきましては地方公務員の育児休業等に関する法律や、職員の育児休業等に関する条例、職員の勤務時間休暇等に関する条例などにより規定しており、支援体制を整備しております。

制度が有効に活用できるように、各種制度について該当する職員には直接制度についての周知を行っています。また、庁舎内ネットワークの掲示板を通じて全職員にも周知しており、休暇等が利用しやすい職場環境づくりに努めております。

2つ目の男性の出産支援休暇、育児休暇、育児休業について答弁させていただきます。

妻の出産休暇の取得状況につきましては、平成28年度は3名、平成29年度も3名、平成30年度も3名と該当する一般行政職員はほぼ取得することができております。

子の育児参加休暇の取得状況につきましては、平成28年度は2名、平成29年度はゼロ名、平成30年度は3名となっており、必要に応じて取得できておる状況です。

育児休業の取得状況につきましては、これまで男性職員の取得者はありませんでしたが、平成30年度に1名が取得しております。今後も各種制度の周知を徹底し、男性職員も育児に参加しやすく、休暇等が利用しやすい職場環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

3つ目の時短、時差出勤についてですが、育児短時間勤務につきましては平成21年度から22年度に1名、平成26年度に1名、平成29年度から平成30年度に1名の取得実績があります。育児短時間勤務につきましても今後も制度の周知を徹底し、休暇等が利用しやすい職場環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次、今後のワーク・ライフ・バランスや女性が活躍できる環境づくりの取り組みにかかる予定とか計画について伺いたいと思います。

住民環境課長（石井 克典）

中野議員の今後のワーク・ライフ・バランスや女性が活躍できる環境づくりの取り組みに係る予定、計画についてのご質問に答弁させていただきます。

女性活躍推進法が令和7年度末までの時限立法であることから、法律の施行期間中、より重点的に本町におけるワーク・ライフ・バランス推進、女性活躍推進に向けた施策に取り組んでまいりたいと考えております。

先ほど答弁させていただきました協議会主催の講演会については、本年度も7つの省庁で審議会メンバーを務められているアナウンサーの木場弘子氏を講師に迎えて、女性活躍推進講演会を実施する予定であり、当該講演会により多くの参加者を募り、聴講していただくことで啓発につなげたいと考えております。

同じく、町単独のイベントにつきましても、先月開催したイベント参加者からのアンケートを参考に、次回以降、より多くの参加者を得られるよう検討してまいりますとともに、男性に対し、家事、育児参加を促すなど、男女共同参画の意識を高めるためのイベント、研修等開催についても検討していきたいと考えております。

また、企業への働き方につきましては、近隣自治体の事業である男性の育児休暇取得促進奨励金制度などを参考に、行政が企業を支援することで男性が育児休暇をとりやすい職場環境の整備や、男性の育児参加を促進するための事業を検討していきたいと考えております。

また、現行の第2次多度津男女共同参画プランが終了を令和2年度末で迎えることから、引き続きプランの遂行に努めるとともに、次期プラン策定時には住民アンケート調査及び事業所アンケート調査を実施し、住民及び事業者の状況、課題を反映したプラン策定に努めてまいります。

これらの事業を順次計画的に行っていくこと及び町広報紙やホームページなどを活用した情報発信を行っていくことで、本町におけるワーク・ライフ・バランスや女性が活躍できる環境づくりをさらに進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

分かりました。ワーク・ライフ・バランスの現状や必要性は地域によっても異なるので、今後も多度津町が自ら今のように創意工夫して実情に応じた展開を図っていってもらうことをお願いいたします。

次、2番目の地方公会計の整備について質問いたします。

これまでの総務省の地方公会計の整備促進の取り組みとしては、平成26年4月30日に固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準による地方公会計マニュアルが提示されました。

総務省は全ての自治体に対してこのマニュアルを参考にしつつ、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間に統一的な基準による財務諸表を作成し、予算編成時に積極的に活用することを求めています。

財務書類としては、一般会計等財務書類、全体財務書類、連結財務書類の3つが求められており、多度津町のホームページには現在、この平成29年度決算の3つの書類が掲示されており問題ございませんが、固定資産台帳には減価償却累計額の表示がありません。

この財務諸表の活用は、住民のニーズを踏まえた分析を行い、住民にとって有益な情報を提供していくことが重要であり、公表に際しては、必要な説明や分析を分かりやすく行って公表することが求められていますと。そのため、全ての情報を公表することは財政の現状を町民みんなで共有する意味から必要であると思われまます。

そのため、次の2点についての今後の対応をお伺いします。

ということで、まず固定資産台帳の公表についてですけれども、この固定資産台帳の公表については、資産評価及び固定資産台帳整備の手引きってというのがありまして、この手引きの中で、固定資産台帳とは固定資産をその取得から除却処分に至るまで、その経過を個々の資産ごとに管理するための帳簿で、所有する全ての固定資産（道路、公園、学校、公民館等）について、取得原価、耐用年数等のデータを網羅的に記載されたものです。

固定資産は、1年限りで費消される費用と異なり、その資産が除却されたり、売却されるまで長期にわたり行政サービス等に利用されることから、会計上の価額管理を行う必要があつて、統一的基準の中ではその現在高は貸借対照表、減価償却資産は原則として取得価格と減価償却累計額を表示ってなっておりまして、期中の増減は純資産変動額計算書に表示されると定められています。

しかし、現在ホームページの固定資産台帳は減価償却累計額等が基準どおり表示されていないので、今後の対応等についてお伺いします。

総務課長（岡部 登）

中野議員の地方公会計の整備についてのご質問のうち、固定資産台帳の公表についての答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、固定資産台帳の整備につきましては統一的な基準による地方公会計マニュアルにおいて、一定の項目について公表することが重要

であると示されております。県内17団体におきまして、ホームページ上で固定資産台帳を公表しているのは本町を含め14団体ございます。そのうち、減価償却累計額を公表しているのは、高松市と丸亀市の2団体であり、本町においても現時点では公表しておりません。

自治体財産のうち固定資産は極めて大きな割合を占めるため、自治体の財政状況を把握する上で固定資産台帳の情報は大変重要なものでございます。その情報の中でも減価償却累計額につきましては、資産の現状把握や今後の施設整備における判断材料として非常に有益な指標の一つであります。

そのため、本町におきましても固定資産台帳の有効活用を図るため、既に公表している自治体を参考に、減価償却累計額等の公表に向けて整備を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

分かりました。

次に、地方公会計標準ソフトウェアの導入についてお伺いします。

この統一的な基準による地方公会計に対応するためには、自動仕訳変換機能や財務書類作成機能を有する公会計システムとありまして、これを導入する必要があるんですけど、この予定等についてお伺いします。

総務課長（岡部 登）

中野議員の地方公会計標準ソフトウェアの導入についてのご質問に答弁をさせていただきます。

標準ソフトウェアは統一的な基準による地方公会計の整備促進のため、地方公共団体が無償で利用できるように整備されたものでありますが、総務省の調査によりますと、全国市区町村での利用率は50%を下回っております。

また、今年度からその利用が有償化され、総務省からは令和3年度末をもって保守等のサービスが終了するため、令和4年度以降は他のシステムの導入等を検討するように通知されております。

本町では平成29年度から仕訳変換等につきまして業務委託を活用しており、引き続き標準ソフトウェアを導入せずに作成に取り組んでまいります。

今後は継続して財務書類等を適切に作成、公表するだけでなく、財務書類から算定される財政指標を用いて、経年間、団体間比較等により分析し、財政業務等に活用できるよう、先進事例を参考にしながら検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

分かりました。地方公会計の財政の情報を町民に提供して、それを共有す

るということは、町の財政を考えていく上で非常に重要なことだと思えます。これからも適正な財政の情報を町民に適正に開示するように努めていってもらいたいと思えます。

次に、3番目のリスクマネジメントについて質問いたします。

平成31年4月20日に町民体育館においてトイレの壁、ドアが倒れ、被害者が腰椎骨折の被害を受けた事故についての町の対応等についてお伺いします。

まず、その中で危機管理マニュアルについてお伺いします。

自治体は危機が起こった時に正しく対応できるよう危機管理マニュアルを作成するなど、普段から備えておく必要があると思えます。特に、有事である事故、事件が発生した時に、当然ながら経験が少ない職員にとって、その場で万全な対応をとることは非常に難しいです。全ての危機に対応できる万能のマニュアルはありません。災害時には想定してないことが起きるのが常であります。

したがって、過去の災害、地震とか台風、交通事故、学校事故、職員の不祥事、汚職、公金の着服、飲酒運転、セクハラ、パワハラ等に対して過去の処理事案の中で対応ミス、失敗事例、反省点を踏まえて多度津町の危機管理マニュアルを作成することについて、町長の考えをお伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

中野議員ご質問に答弁をさせていただきます。

まず、危機管理マニュアルにつきましては、危機管理の基本は先例に学んだ平常時における危機の把握と発生防止、いざというときの事前準備、そして危機発生時の迅速、的確な対応による被害の最小化や拡大防止になります。危機が収束した際には発生原因の分析や対応状況を振り返ることで再発防止策や緊急時の対応策へと反映させて、リスクに強い組織体制を構築していくことが重要になります。

本町といたしましても危機管理マニュアルの作成を含め、危機管理体制の強化に向けて様々な方策を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。

続きまして、議会、マスコミへの報告についてお伺いします。

これは先ほどの古川議員の答弁で大体分かりましたけども、私なりの切り口で質問させていただきます。

議員は、毎朝、新聞で必ず多度津町に関する記事が掲載されているかを見ています、見ているはずですが。これは議員の習性です。そこで議員が知らない多度津町職員の不祥事などが載っていたとしたら、議員はどう感じるでしょ

うか。執行部はこの不祥事に関してマスコミだけに情報を流したのか、あるいは住民の代表である議会になぜ報告しないのか、議員を軽視しているのか、議会を軽視しているのかと思う議員もいるはずです。このような事態は避けなければならないと思います。特に、管理者は必ず議会に報告することは忘れてならないと思います。ついうっかり報告が遅れましたでは済まされる話ではありません。

対応方法としては、議会とマスコミ対応は原則的に同時期に行う必要があると思います。議員には議会事務局に持参すれば、事務局から同時にメールし、当日中に議員に届きます。翌朝、議員が新聞を見て、この不祥事についての記事が載っていたとしても、前日にメールが届いている訳ですから、議会無視だ、議会軽視だという問題にはならないと思います。マスコミに対しても、記事になる前に、先に連絡する必要があると思います。

議員に対しては詳細な事実関係を伝えるというよりも、基本的にはこういう問題が起きたので、住民の代表である議員に、まず第一番にお知らせしますという姿勢が大切だと思います。

特に、議会への報告が遅れることは町長と執行部に対する不信感や不満を助長させる要因にもなるので、管理者は細心の注意を払う必要があります。執行部の考えをお伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

議会、マスコミへの報告についての答弁とさせていただきます。

先ほども古川議員のご質問で答弁をさせていただきましたが、マスコミ対応を行わなければいけない問題が発生した場合には速やかに議長に報告し、議長の指示により、緊急の場合にはメール等を利用して全議員に情報提供をさせていただきます、迅速な対応を進めてまいります。

今、中野議員おっしゃいましたような決して議会軽視ではありませんし、議会の皆様方に常に最短の時間で情報を提供しようと思っておりますので、そういうところはどうかご理解いただきたいと思います。

今回の件に関しましては、先ほど古川議員のご質問にお答えしましたように、色々なことが重なって遅れてしまったということに対しましては、深くお詫びを申し上げます。これからはそういうことのないように一生懸命頑張っております。

また、今後も危機管理の一つとして緊急時の対応方法について、定期的に確認を行いたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

分かりました。



次、職員の危機対応の徹底についてということで、事件、事故の多くは町長や管理職の前で起きるものではないです。8割、9割は現場で起きています。現場では年齢の若い経験の少ない職員が配置されています。管理者は、必ず事故等に対する具体的な対応を現場職員、部下職員に説明し、万一事故が発生した場合の処置を徹底させておく必要があります。危機管理は、万一事故が発生した場合の準備を常に徹底しておいて、これが発生しないことが一番望ましいことなのです。職員への危機対応の徹底についての考えを併せてお伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

中野議員ご質問3番目の職員の危機対応の徹底についてに答弁をさせていただきます。

危機対応の徹底のためには全職員が普段から危機対応に対する意識を持ち、行動することが重要であると考えております。そのためには各種の業務において実施している点検をさらに徹底することや、事故や事件が発生した場合の危機対応の重要性と対応方法について、全職員に徹底して意識づけを行い、組織として事故発生未然防止に努めたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

分かりました。有難うございます。

このリスクマネジメントのちょっと総括をさせていただきます。

多度津だけでなく全国の自治体は、これまでに培った経験やノウハウだけでは対応できない複雑多様なリスクに直面していると言えます。自治体や住民はリスクに埋もれて日々過ごしていると言っても過言ではないと思います。

これらのリスクに対する自治体の対応の遅れや、不備や、住民の不安や不安感をあおってしまい、さらなる被害を招く可能性があるので、今後もリスクマネジメントを徹底していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。有難うございました。